

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3044号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「令和3年10月15日（金）「特定建築物計画 新築工事」に関する情報相談課との市民相談の面談議事録」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3044号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3044	令和3年10月21日	令和3年11月5日	令和4年1月29日	令和4年2月28日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3044	「令和3年10月15日（金）「特定建築物計画 新築工事」に関する情報相談課との市民相談の面談議事録」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>不存在</p> <p>（令和3年10月15日は、令和3年10月5日付の開示請求に係る文書を交付する場であったことから記録は作成をしておらず、保有していないため。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3044	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p>

答申 番号	判断の要旨
3044	<p>《行政文書の開示請求に係る事務について》</p> <p>横浜市は、旧条例において、市民の知る権利の尊重と、市が市政に関して説明する責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。</p> <p>実施機関は、請求のあった行政文書について開示するかどうかの決定を行い、請求者に通知しているが、開示の実施に当たって対応内容を記録すべき旨の規定は旧条例に存在しない。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求に係る開示請求書、審査請求書及び反論書の記載から、審査請求人は、「特定建築物計画 新築工事」に関する市民からの相談に係る議事録のうち、令和3年10月15日の審査請求人による建築局建築指導部情報相談課（以下「情報相談課」という。）に対するものの行政文書の開示を求めていると解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>(1) 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>ア 令和3年10月15日に「特定建築物計画 新築工事」に関して、情報相談課と審査請求人の間でやり取りはあったが、これは開示の実施のためのものであった。その場で、審査請求人の発言のキーワード等のメモをとった事実はあるが、発言内容の聴き直し等の失礼がないように個人的に記録したにすぎず、そのメモは対応した職員が開示の実施の対応内容を口頭で上司に報告した後に廃棄済みである。</p> <p>また、当日のやり取りに、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号）に定める中高層建築物等の建築に関する相談があれば記録を作成したかもしれないが、今回はそういう事案ではなかった。</p> <p>イ そのほか、同日に「特定建築物計画 新築工事」に関し、市民からの相談を受けた事実はない。</p> <p>(2) 以上の実施機関の説明は、不自然、不合理なものではないし、開示の実施に係る議事録の作成が必要との事情も、実施機関が本件審査請求文書を保有していると推認させる特段の事情も認められない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881